

新旧対照表

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則

新	旧
<p>(申請書等の提出部数等)</p> <p>第94条 条例又はこの規則に基づき知事に提出する申請書等の提出部数は、次に掲げる部数とする。</p> <p>(1) 条例第2章、第42条の3第1項及び第9章の規定により知事に提出する申請書等は、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市並びに町村の区域にあつては正本1通、それ以外の区域にあつては正本1通及びその写し1通とする。<u>ただし、申請等に係る事業所の位置が2以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、知事が別に定める部数とする。</u></p> <p>(2) 条例第42条第1項及び第2項、第6章第4節、第7章第2節及び第5節並びに第12章第3節の規定により知事に提出する書類は、正本1通とする。</p> <p>(3) 条例第6章第6節の規定により知事に提出する書類は、<u>市並びに葉山町、寒川町、中井町、松田町及び山北町の区域にあつては正本1通、それ以外の区域にあつては正本1通及びその写し1通とする。ただし、届出に係る店舗の位置が2以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、知事が別に定める部数とする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(申請書等の提出部数等)</p> <p>第94条 条例又はこの規則に基づき知事に提出する申請書等の提出部数は、次に掲げる部数とする。</p> <p>(1) 条例第2章、第42条の3第1項及び第9章の規定により知事に提出する申請書等は、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市の区域にあつては正本1通、それ以外の区域にあつては正本1通及びその写し1通とする。</p> <p>(2) 条例第42条第1項及び第2項、第6章第4節及び第6節、第7章第2節並びに第12章第3節の規定により知事に提出する書類は、正本1通とする。</p> <p>(3) 条例第7章第5節の規定により知事に提出する書類は、<u>平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市及び厚木市の区域にあつては正本1通、それ以外の区域にあつては正本1通及びその写し1通とする。</u></p> <p>2 (略)</p>